

## 「需給調整市場に関する契約」締結後のご留意事項について

次の各ケースにおいて、適切な申請や連絡がされない場合、調整電力量やインバランス電力量の算定に影響が生じる可能性がございますので、調整力供出いただくリソースと契約されている小売電気事業者または発電契約者との連携をお願いいたします。

### 【①需給調整市場システムに変更申請が必要なケース】

- 単独発電機またはリスト・パターンに属するリソースにおいて、次のケースのいずれかまたは複数に該当する場合は、速やかに変更申請を行ってください。
- 変更申請承認までの間に約定がある場合は、代替不可申請または電源差替をいただくようお願いいたします。
- 変更申請等が行われないことに起因し取引会員と小売電気事業者または発電契約者間で紛争が発生した場合には、属地エリアの一般送配電事業者の責による場合を除き、取引会員と小売電気事業者または発電契約者間で当該紛争を解決いただくこととなります。

No.	ケース	変更申請が必要な内容	変更申請等が行われない場合の影響
1	低圧機器点かつ発電量調整供給契約を締結している受電点について、小売電気事業者が「代表契約者制度 <sup>※1</sup> 」を適用するとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンから対象リソースの削除	・ 調整力供出に伴い、発電量調整供給契約側のインバランス補正の結果、ゼロを下回る場合に残りのインバランス補正量が代表契約者に加算されます
2	受電点参入リソースの受電点でスイッチングが生じるとき	・ ボジリソースの場合、マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「所属発電事業者情報」および「所属発電BG情報」の変更。ネガリソースの場合、マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「所属小売事業者情報」の変更 ・ 単独発電機で参入しているリソースの場合、需給調整市場システムの電源等詳細に記載している発電BGコードの変更	・ 各リスト・パターンに記載された小売電気事業者または発電契約者にインバランス補正が行なわれます ・ また、需給調整市場システムの電源等詳細に記載された発電BGコードに対してインバランス補正が行なわれます
3	機器点参入リソースの受電点でスイッチングが生じるとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンから対象リソースの削除 ・ 引き続きリソースとして使用される場合、新たに当該機器点が所属する小売電気事業者は、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ機器点計量を申込みのうえ、新たなマスタパターンおよび各リスト・パターンを需給調整市場システムへ登録	・ IoTルートが閉塞となるため、特例計量器等で計量されている場合でも提供期間における機器点実績電力量はゼロとして調整電力量が算定されます
4	参入リソースが属する受電点で廃止が生じるとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンから対象リソースの削除 ・ 単独発電機で参入しているリソースの場合、需給調整市場システムから対象リソースの登録解除	・ 提供期間における実績電力量はゼロとして調整電力量が算定されます
5	参入リソースが属する受電点で需要抑制量調整供給契約を締結するとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「所属需要抑制BG情報」の変更	・ 需要抑制計画を考慮したアセスメントや調整電力量の算定が実施できなくなります（この事象が判明した場合、需要抑制計画を考慮した正しい算定等を実施した結果、調整料金に過剰回収があるときは属地エリアの一般送配電事業者に返還いただく必要があります）
6	参入リソースが属する受電点で「揚水等特措 <sup>※2</sup> 」を適用または解除するとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「揚水等特措の適用有無」の変更	・ 受電電圧が高圧以上の場合、適切なインバランス補正が実施できない可能性があります
7	低圧機器点参入リソースの受電点で発電量調整供給契約を締結するとき	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「所属発電事業者情報」および「所属発電BG情報」の変更	・ 接続供給契約の契約者と発電量調整供給契約の契約者が異なる可能性があり、調整力供出に伴い、発電量調整供給契約側のインバランス補正の結果、ゼロを下回る場合に残りのインバランス補正量が接続供給契約の契約者に加算されます
8	機器点特定番号が変更となる時	・ マスタパターンおよび各リスト・パターンに記載する「機器点特定番号」の変更	・ 新しい機器点特定番号に変更以降、変更前の機器点特定番号のリソースは、実績電力量ゼロとして調整電力量が算定されます

※1 属地エリアの一般送配電事業者が定める託送供給等約款「4 代表契約者の選任」を参照願います。

※2 属地エリアの一般送配電事業者が定める託送供給等約款附則「3 揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」を参照願います。

### 【②属地エリアの一般送配電事業者に連絡が必要なケース】

- 単独発電機またはリストパターンに属するリソースにおいて、次のケースのいずれかまたは複数に該当する場合は、需給調整市場への参入可否を含め事前に属地エリアの一般送配電事業者へご連絡をいただくようお願いいたします。
- 事前の連絡が行われないことに起因し取引会員と小売電気事業者または発電契約者間で紛争が発生した場合には、属地エリアの一般送配電事業者の責による場合を除き、取引会員と小売電気事業者または発電契約者間で当該紛争を解決いただくこととなります。

No.	ケース	事前の連絡が行なわれない場合の対応方法
1	受電点で「分割接続供給 <sup>※3</sup> 」を適用するとき	・ 取引規程第22条（確認項目）(7)イに規定されているとおり、供出電力が明確に区別・区分可能なことを属地エリアの一般送配電事業者から認められる必要があります ・ 属地エリアの一般送配電事業者から認められていない状況で「分割接続供給」を適用したことでアセスメントや調整電力量の算定が正しく実施できなかった場合は、正しい算定等を実施した結果、調整料金に過剰回収があるときは属地エリアの一般送配電事業者に返還いただく必要があります
2	受電点で「部分買取 <sup>※4</sup> 」を適用するとき	・ 発電計画における優先順位の設定方法や対象発電リソースの逆応動等により、調整力の応動起因によるインバランスが生じる可能性があります ・ なお、取引会員と発電契約者が異なる事業者である場合、当該地点に属する対象の発電契約者全員から、属地エリアの一般送配電事業者へ「需給調整市場に関する同意書」のご提出が必要となります
3	受電点でFIT電源を増築するとき	・ 取引規程第13条（リソースが満たされるべき）(1)へ（ハ）に規定されているとおり、再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線の場合、適切なインバランス補正が実施できない可能性があります ・ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度で取引する電力量と調整電力量の切り分けができない配線と判断された場合、当該受電地点で参入している機器点リソースは市場退出していただく必要があります

※3 属地エリアの一般送配電事業者が定める託送供給等約款「8 契約の要件」を参照願います。

※4 1 発電場所が複数の発電バランスンググループに属することを指します。